

平成28年12月5日開会

(農地部会)

雲仙市農業委員会会議録

雲仙市農業委員会

第12回農地部会議事録

- 1 招集日 平成28年12月5日（月）
- 2 開会日時及び場所
平成28年12月5日（月） 午後1時57分
雲仙市役所本庁舎別館3階防災対策室
- 3 閉会日時 平成28年12月5日（月） 午後2時49分
- 4 委員氏名

(1)出席者（18名）

1番 水口 正好	3番 大島 忠保	4番 渡部 篤	7番 渡辺 勝美
8番 本田 岩勝	9番 林田 剛	10番 横田 晴喜	11番 松尾 文昭
14番 吉田 良一	15番 平野 利光	16番 森崎 茂徳	18番 内田 弘幸
24番 草野 定	28番 田浦 則利	32番 鶴殿 徳康	33番 渡邊 茂徳
34番 馬場 保	36番 川内 幸徳		

(2) 部会長の求めにより出席した委員（1名）

35番 小筏 正治

5 議事に参与した者

事務局長	江口 秀司
課長補佐	増富 浩彦
嘱 託	大石由紀子
嘱 託	松田亜希子

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第70号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第71号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第72号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第73号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第74号 農業経営基盤強化促進法第15条に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続き規程に基づく調整委員の指名について
- 日程第7 議案第75号 農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について

午後 1 時57分開会

○事務局長（江口 秀司君） 皆さんこんにちは。農業委員会等に関する法律第 2 1 条第 3 項の規定に達しております。部会長に開会をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） 皆さん改めまして、こんにちは。今日は今年の 1 番最後の農地部会であります。よろしくお願ひしたいと思ひます。まずはこの間からの、総会、懇親会も済んだところで、お疲れさまでございました。ご多用の中ご参集いただきまして、ありがとうございます。それでは始めたいと思ひます。

ただいまから平成 2 8 年第 1 2 回雲仙市農業委員会農地部会を開会いたします。各委員の協力方よろしくお願ひいたします。

本日の付議すべき事項として、議案第 7 0 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 7 1 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 7 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 7 3 号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について、議案第 7 4 号農業経営基盤強化促進法第 1 5 条に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続き規程に基づく調整委員の指名について、議案第 7 5 号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について、議案第 7 6 号土地改良事業に参加する資格について、以上 7 件を付議します。

議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名をしてから起立しマイクを通して発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

早速、議事に入ります。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規程第 1 2 条の規定により、3 2 番、鶴殿委員、1 番、水口委員両委員を指名いたします。

次に、日程第 2、議案第 7 0 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第 7 0 号について議案書をもとに説明）

これらの案件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に該当するような事実はないと思われ
ます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号57番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。渡邊委員。

○委員（33番 渡邊 茂徳君） 議席番号33番、渡邊です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号57番については、経営規模拡大のため買い受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。
以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号57番について、ご質疑がありましたらお願いします。
〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第70号、受付番号57番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。
次に、受付番号58番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。吉田委員。

○委員（14番 吉田 良一君） 議席番号14番、吉田です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号58番については、耕作利便のため買い受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。
以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号58番について、ご質疑がありましたらお願いします。
〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第70号、受付番号58番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。
次に、受付番号59番、60番については、借受人・譲受人が同一の案件ですので、一括して審議いたします。まず、地元委員の意見をお聞かせください。平野委員。

○委員（15番 平野 利光君） 議席番号15番、平野です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号59番、60番については、新規に就農するため農地を借り受け及び買い受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。
以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号59番、60番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第70号、受付番号59番、60番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号61番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。鶴殿委員。

○委員（32番 鶴殿 徳康君） 議席番号32番、鶴殿です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号61番については、後継者へ贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号61番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第70号、受付番号61番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号62番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。鶴殿委員。

○委員（32番 鶴殿 徳康君） 議席番号32番、鶴殿です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号62番については、後継者へ贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号62番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第70号、受付番号62番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号63番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。鶴殿委員。

○委員（32番 鶴殿 徳康君） 議席番号32番、鶴殿です。農地法第3条第1項の規定による

許可申請の受付番号63番については、耕作利便のため買い受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号63番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第70号、受付番号63番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号64番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。鶴殿委員。

○委員（32番 鶴殿 徳康君） 議席番号32番、鶴殿です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号64番については、耕作利便のため買い受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号64番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第70号、受付番号64番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号65番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。松尾委員。

○委員（11番 松尾 文昭君） 議席番号11番、松尾です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号65番については、耕作利便のため譲り受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号65番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第70号、受付番号65番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号66番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。林田委員。

○委員（9番 林田 剛君） 議席番号9番、林田です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号66番については、新規に就農するため農地を借り受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号66番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第70号、受付番号66番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第71号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○課長補佐（増富 浩彦君）

（議案第71号について議案書をもとに説明）

本案件につきましては、農地法第4条第2項各号に該当するような事実はないと思われま

す。

○議長（馬場 保君） 受付番号10番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。渡邊委員。

○委員（33番 渡邊 茂徳君） 議席番号33番、渡邊です。農地法第4条第1項の規定による許可申請の受付番号10番について、申請人は、宅地への進入路としての転用を計画されております。申請地は、農振白地であり、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられますが、既存施設の拡張であることから、例外的に許可をすることができる案件であると思われま

す。

○議長（馬場 保君） 受付番号10番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第71号、受付番号10番の転用申請を

認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第72号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第72号について議案書をもとに説明）

これらの案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当するような事実はないと思われ
ます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号45番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせくだ
さい。平野委員。

○委員（15番 平野 利光君） 議席番号15番、平野です。農地法第5条第1項の規定による
許可申請の受付番号45番について、申請人は、隣接している介護福祉施設の公園への転用を計
画されております。申請地は農振白地であり、10ヘクタール未満の生産性の低い農地の集団の
区域内にあることから、第2種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するよう
な事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら
問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号45番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第72号、受付番号45番の転用申請を
認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号46番について審議いたします。まず、地元委員の意見をお聞かせください。
内田委員。

○委員（18番 内田 弘幸君） 議席番号18番、内田です。農地法第5条第1項の規定による
許可申請の受付番号46番について、申請人は、隣接地に建設予定の共同住宅のための駐車場へ
の転用を計画されております。申請地は農振白地であり、10ヘクタール未満の生産性の低い農
地の集団の区域内にあることから、第2種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該
当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当

たって何ら問題はないと考えます。

○議長（馬場 保君） 受付番号46番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第72号、受付番号46番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号47番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。渡部委員。

○委員（4番 渡部 篤君） 議席番号4番、渡部です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号47番について、申請人は農業用倉庫への転用を計画されております。申請地は農振白地ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられますが、転用目的が農業用倉庫であり、例外的に許可をすることができる案件であると思われまます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号47番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第72号、受付番号47番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第73号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

本案件につきましては、吉田委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第31条第2項の規定により退席をお願いします。

〔吉田委員 退場〕

○議長（馬場 保君） 事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第73号について議案書をもとに説明）

本計画案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合する適正な計画であると思われま

す。

以上です。

○議長（馬場 保君） 議案第73号に対する質疑を見開き2ページごとに行います。15ページ、40番から45番は所有権移転による案件、46番から21ページ、63番は農地中間管理機構への貸し付けによる案件です。

まず10ページについて、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 次に、11ページから12ページについて、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 次に、13ページから14ページについて、ご質疑ありませんか。大島委員。

○委員（3番 大島 忠保君） 3番、大島です。30番の、貸人が42歳の方で、72歳が借り受けるというのは、これはどういうことですか。

○議長（馬場 保君） 鵜殿委員。

○委員（32番 鵜殿 徳康君） この方は、譲渡人と譲受人は親類関係で、譲受人は、まだ元気でばりばりやっているんですよ。そういうことじゃないでしょうか。

○議長（馬場 保君） よろしいでしょうか。

○委員（3番 大島 忠保君） わかりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 次に、15ページ、39番から45番について、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 次に、農地中間管理機構貸付分の15ページ、46番から21ページ、63番までは一括で審議を行いますので、ご質疑がある場合は、ページ番号と整理番号をお願いします。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りいたします。議案第73号は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することとします。

ここで、吉田委員の入室を求めます。

〔吉田委員 入場〕

○議長（馬場 保君） 満場一致で了解してもらいましたので報告いたします。

次に、日程第6、議案第74号農業経営基盤強化促進法第15条に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続き規定に基づく調整委員の指名についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第74号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） 受付番号6番についての調整委員の指名でございますが、どなたが適任でしょうか。大島委員。

○委員（3番 大島 忠保君） 議席番号3番、大島です。本案件については、農地の所在を考慮し、地区調査会での協議の結果、10番、横田委員と25番、峯委員を推薦します。よろしくお願ひします。

○議長（馬場 保君） ただいま、3番、大島委員より、10番、横田委員と25番、峯委員の推薦がありました。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認め、議案第74号、受付番号6番につきましては、10番、横田委員と、25番、峯委員を指名することといたします。調整委員に指名された両委員には、部会後、通知により報告いたします。

次に、日程第7、議案第75号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第75号について議案書をもとに説明）

本計画案は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく適正な計画であると思われま。以上です。

○議長（馬場 保君） 本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものです。

議案第75号に対する質疑を一括で行いますので、ご質疑がある場合は、ページ番号と整理番号をお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第75号農用地利用配分計画（案）につ

いては、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、議案第75号につきましては、特に異議なしと回答することに決定しました。

次に、日程第8、議案第76号土地改良事業に参加する資格についてを議題とします。

本案件につきましては、林田委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第31条第2項の規定により退席をお願いします。

〔林田委員 退場〕

○議長（馬場 保君） 事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第76号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） 先月、審議し承認しました、桃山田地区農業競争力強化基盤整備事業の土地改良法3条資格者の追加と交代の承認申請が提出されております。28ページ、1番から46ページ、204番は新たに承認申請を提出された分、47ページ、1番から54ページ、91番は先月承認した資格者との交代の申請が提出された分です。一括で審議を行いますので、ご質疑がある場合はページ番号と整理番号をお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第76号、土地改良事業に参加する資格、及び交代の承認に当たって、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、ただいまの審議のとおり承認することに決定しました。ここで林田委員の入室を求めます。

〔林田委員 入場〕

○議長（馬場 保君） 満場一致で了解してもらいましたので報告いたします。

お諮りします。本農地部会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これもちまして、本日の議事は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後2時49分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年12月 5日

議 長

署名委員

署名委員